

人事異動の取扱に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十二日

広島県人事委員会

委員長 加 藤

誠

広島県人事委員会規則第七号

人事異動の取扱に関する規則の一部を改正する規則

人事異動の取扱に関する規則（昭和三十一年広島県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表14の項及び15の項を次のように改める。

14 昇 任	職員をその職員が現に任命されている職より上位の職制上の段階に属する職員の職に任命する場合をいう。	○○に昇任させる
15 降 任	職員をその職員が現に任命されている職より下位の職制上の段階に属する職員の職に任命する場合をいう。	○○に降任させる

別表中68の項を69の項とし、67の項を68の項とし、66の項を67の項とし同表65の項中「条件附採用期間中」を「条件付採用期間中」に改め、同項を同表66の項とし、同表中19の項から64の項までを一項ずつ繰り下げ、同表18の項中「給与条例」を「職員の給与に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十二号。以下「給与条例」という。）」に改め、同項を同表19の項とし、同表中17の項を18の項とし、16の項を17の項とし、15の項の次に次の一項を加える。

16 昇 格	同一の職員の職の中で職員の職務の級を同一給料表の上位の職務の級に変更する場合をいう。	○級に昇格させる
--------------	--	----------

附 則

この人事委員会規則は、平成二十八年四月一日から施行する。